

公 示 日：2026年1月21日(水)

調達管理番号：25a00763

国 名：パレスチナ

担当部署：ガバナンス・平和構築部平和構築室

調達件名：パレスチナ難民キャンプにおけるコミュニティ主導の生計向上プロジェクト（チーフアドバイザー／生計向上／組織間連携）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- 「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- 担当業務：チーフアドバイザー／生計向上／組織間連携
- 格付：2号
- 業務の種類：専門家業務
- 在勤地：パレスチナ自治区ヨルダン川西岸地区
- 全体期間：2026年3月中旬から2029年5月下旬
- 業務量の目途：36人月

2. 業務の背景

パレスチナ自治区ヨルダン川西岸地区では、長期化する難民問題と不安定な地域情勢により、失業率や貧困率が深刻化している。特に難民キャンプ内ではインフラの劣化と経済的脆弱性が顕著であり、住民の自律的な生計手段の確保が喫緊の課題となっている。JICAはこれまで「難民キャンプ改善プロジェクト（PALCIP）」フェーズ1・2を通じて住民参加型のキャンプ改善を支援してきたが、今後は生計向上・経済的エンパワーメントに焦点を当てた支援が求められている。本事業は、パレスチナ解放機構（PLO）傘下で難民問題を主管する難民問題局（DoRA : Department of Refugee Affairs）及びパレスチナ自治政府（PA : Palestinian Authority）で社会保護、脆弱層支援、ケースマネジメントを所掌する社会開発省（MoSD : Ministry of Social Development）を実施機関とし、キ

キャンプ住民主導の経済活動を促進することを目的としている。
なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、難民キャンプにおける生計向上活動の総括的助言を行うとともに、関係機関及び難民キャンプ内アクターとの連携を強化し、パイロットプロジェクトの設計・実施・評価を通じて、持続可能な生計向上モデルの構築と制度的枠組みの強化を図る。

4. 業務の内容

(チーフアドバイザー)

- ① プロジェクトチームの日本側責任者として、C/P と密に協議してプロジェクト実施方針を検討し、他の専門家と構成する日本側チームをまとめ、プロジェクトを統括する。
- ② 合同調整委員会（JCC）を設置、実施し、必要に応じてプロジェクト関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を検討、実施する。
- ③ JCC やその下に設置されるテクニカルワーキンググループ（TWG）において進捗状況、成果、課題、教訓等について報告し、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。
- ④ 進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ⑤ JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。その際、他の専門家と調整を行い、それぞれが担う活動部分を含めて報告書を一本化する。
- ⑥ 業務調整担当専門家が行う予算管理、プロジェクト傭上スタッフの業務や労務管理に関して、滞りなく実施されるよう指導・助言する。
- ⑦ プロジェクトの成果に関して、カウンターパートとの連携を通じパレスチナ自治区内外において本プロジェクトで得られた知見の発信や共有を行う。また、他の開発パートナーや NGO、民間企業との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する。

- ⑧ パレスチナ難民という立場の特異性を踏まえ、近隣国¹との関係性、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の存在意義を十分に理解し、本事業の実施によりそれらを損なうことのないよう、また、政治的なプロパガンダに巻き込まれないよう配慮する。
- ⑨ その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組みや働きかけを、JICA（本部・事務所）及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する

（生計向上）

- ① プロジェクト実施時に過去の生計向上支援プロジェクト及び調査をレビューし、優良な生計向上活動の把握や課題の分析を行う。
- ② ベースライン及びエンドライン調査を行う。
- ③ 難民キャンプにおける特に脆弱層を対象とした生計向上活動の総括的助言を行う。
- ④ 難民キャンプにおいて、生活向上および経済的エンパワーメント支援ニーズを有する人々を MoSD を含む PA 関連省庁等の提供するサービスにつなぐためのリファラル機能を強化するためのケースマネージャー・ソーシャルワーカーに対する研修の設計・実施・評価を行う。²
- ⑤ パイロットプロジェクトの設計・実施・評価・改善を行う。³

¹ 特にイスラエルを指す。

² 案件概要表における成果 2 に当たる業務です。MoSDは西岸地区内の貧困層やサポートが必要な世帯に対し、ケースマネージャー・ソーシャルワーカーを派遣しコンサルテーションを行う行政サービスを提供しています。本来はUNRWAがキャンプ内の貧困層のサポートを行うマンデートを負いますが、近年のUNRWAの規模縮小に伴い、MoSDが難民キャンプ内のケースに対応することも増加傾向にあります。具体的な情報についてはMoSD及びMoSDラマッラ支所との面談録に記載があります。成果 2 は、キャンプ内の特に脆弱層を対象として、MoSDのケースマネージャー・ソーシャルワーカーが労働省、農業省、国際・ローカルNGO等が提供する職業訓練等適切な生計向上サービスにリファラルを行う機能を強化することを主旨とします。想定される課題と共に、この具体的な方法について提案を求めます。

³ 案件概要表における成果 3 に当たる業務で、生計向上・経済的エンパワーメントのパイロットプロジェクトを想定します。CPからは、成果 1・2 の準備に当たるフェーズよりも実際に難民キャンプ住民が行政サービス向上の配当を実感できる成果 3 の活動に最も時間・資金を割きたいとの希望があります。西岸地区のキャンプ内・付近には、調理、食品加工、裁縫、工業系（溶接、配管等）、教育等多種多様な職業訓練コースが、労働省などのPA公的機関や様々なドナーにより提供されていることから、これらを活用し、かつビジネスマインドを備え、得たスキルを確実で持続可能な生計手段に昇華させるような講習を追加する形でパイロットプロジェクトを策定するのが現実的と見込んでいます。機材供与（例：調理分野であればキッチンカー、オーブン等程度）も可能ですが、対象は個人ではなく支援の受け皿となる組織（CBO、CIF等）に対し提供され、同組織が維持管理を行うことを想定します。6キャンプでそれぞれ3つ程度（各5～20人×3=15人～60人対象）を実施する想定で、効果的かつ持続的なパイロットプロジェクトの内容・実施方法について現時点でのアイディアの提案を求めます。

- ⑥ 持続可能な生計向上モデルの構築とベストプラクティスをまとめる。⁴
- ⑦ その他、上記パイロット事業等を通じて確認された先方機関の課題に対し、適切な助言、能力強化支援を行う。

(組織間連携)

- ① DoRA、MoSD、UNRWA 間の難民キャンプにおける生計向上と経済的エンパワーメントのための調整枠組みにかかる課題を洗い出し、改善する。
- ② 本案件は上記以外にも難民キャンプ内アクターを含む関連機関が複数に渡るため、これらの主体の連携を強化し、案件の効果の発揮に努める。具体的には主に以下の 3 つの組織間連携が想定される。
 - キャンプ外組織間連携: PA の関係組織(農業省、労働省、県／自治体等)、他ドナー／国連組織、国際・ローカル NGO、民間組織等
 - キャンプ内組織間連携 : 住民委員会 (Popular Committee/PC)、Camp Improvement Forum (CIF)、社会組織 (CBO) 等
 - 対象となるキャンプ同士の連携
- ③ キャンプ内及びキャンプ間連携促進においては、PALCIP にて形成された CIF を活用し、脆弱層の活動への参加を徹底する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	C/P 及びそれらが提供するサービスの連携強化の具体的手法	4. 業務の内容（生計向上）④及び (組織間連携) ①
2	難民キャンプ内の脆弱層に対する効果的かつ持続的な生計向上及び経済的エンパワーメントの手法	4. 業務の内容（生計向上）⑤
3	C/P 内で知見共有する際の持続可能な具体的手法	4. 業務の内容（生計向上）⑥

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	脆弱層の生計向上に係る各種業務
-----------	-----------------

⁴ パイロットプロジェクトの実施後も持続的な生計手段となるような手法が必要です。それらを好事例集としてまとめ、キャンプ内外に共有する方法について提案を求めます。

語学の種類	英語（※）
-------	-------

※プロジェクトで英語・アラビア語通訳を備上することを想定しています。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ⁵	渡航開始より1カ月以内	ガバナンス・平和構築部 平和構築室（CC:パレスチナ事務所）	一	英語	電子データ
		C/P 機関	一	アラビア語	電子データ
			一	英語	電子データ
		ガバナンス・平和構築部 平和構築室（システム上で提出）	一	日本語	電子データ
月報※	渡航開始より毎月	ガバナンス・平和構築部 平和構築室（システム上で提出）	一	日本語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3カ月ごと ⁶	国際協力調達部（CC:ガバナンス・平和構築部平和構築室）	一	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6カ月ごと	国際協力調達部 (CC:ガバナンス・平和構築部平和構築室、パレスチナ事務所)	一	日本語	電子データ
業務完了報告書※	契約履行期限末日	ガバナンス・平和構築部 平和構築室（CC:国際協力調達部、パレスチナ事務所）	1部	日本語	電子データ

⁵ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS: Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁶ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

		務所)			
--	--	-----	--	--	--

※月報及び業務完了報告書はプロジェクト全体で1点ずつ作成する。

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2026年5月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

- (ア) チーフアドバイザー／生計向上／組織間連携（現地滞在型）
- (イ) 社会的包摶／平和構築／業務調整（現地滞在型）
- (ウ) 生計向上（短期専門家）

※ ア：本業務

※ イ：別途締結予定の業務実施契約に基づき実施。

※ ウ：案件開始後、短期専門家として別途契約、派遣予定（3回/年目安）。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICAガバナンス・平和構築部平和構築室から配付しますので、gpgpb@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・パレスチナ国 難民キャンプ改善プロジェクトフェーズ2業務完了報告書（英文、和文要約）・本案件にかかるローカルコンサルタントによる調査報告書（実施中のため一部のみの配付）
- ・本案件詳細計画策定調査報告書（面談録等内部資料含む）
- ・主管部による「安全対策検討資料」

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・パレスチナ国 難民キャンプ改善プロジェクト業務完了報告書（和文要

約)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041965.html>

- ・ “REFUGEE CAMP IMPROVEMENT PROJECT (PALCIP) PROJECT COMPLETION REPORT”

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12326476.pdf>

- ・ 中東地域難民の経済活動に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000053671.pdf>

- ・ ヨルダン国・パレスチナ自治区難民等の雇用・人材育成を通じた経済的自立のためのソフトウェア開発ビジネス（SDGs ビジネス）調査最終報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000048516.pdf>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限	2026年2月4日12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年2月16日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年2月19日 14時～15時30分
4	評価結果の通知	2026年2月25日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：特になし

(2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) プrezentation資料提出部数 : 1部

(3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E

4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（1） 業務の実施方針等：

- | | |
|-----------------|------|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|--------------------|------|
| ①類似業務の経験 | 20 点 |
| ②語学力 | 10 点 |
| ③その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬 :

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,555,000	1,759,000
	個人	1,222,000	1,426,000

② 教育費 :

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／現地校		363,700	374,800

③ 住居費 : 3,000 ドル／月

※居住地はエルサレム市内（西側）となります。

④ 航空賃（往復）: 1,433,088 円／人

(2) 戰争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上対象外です。

ただ、本案件では外務省渡航レベル 3 地域に立ち入る可能性が高く、案件開始後に入域計画の目途が立った段階で契約変更等で対応することを想定しています。金額については「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>

を参照願います。

（3）便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の取得支援および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 執務スペースの提供：DoRA・MoSD 内における執務スペース提供（ネット環境提供あり）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
　　日本国籍以外の場合は当該国的一般旅券を自己手配

（4）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

なお、本案件については実施地特有の安全配慮事項があることから、プロポーザルには配布資料の「安全対策検討資料」に記載の内容を反映いただき、案件開始以降も適宜更新される安全対策措置を遵守してください。

（5）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA パレスチナ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（6）その他留意事項

- 1) 以下の派遣前業務を委嘱します。

業務内容	業務量 (人日)
A 当該案件に関する収集資料の整理・分析及び実施状況の把握	0.15
B 専門家として必要とされる技術指導関連資料の収集	0.1
C 案件形成、実施管理・評価などに関わるプロセスの理解	0.1
D 関係機関及び有識者との情報交換、協議	0.15

2) 業務委嘱期間：2026年3月中旬～2026年5月中旬

3) 業務単価（月額） 法人：960,149円／月
個人：596,911円／月

以上

【別紙】

案件概要表

1. 案件名

国名：パレスチナ自治区（パレスチナ）

案件名：難民キャンプにおけるコミュニティ主導の生計向上プロジェクト

Project for Community-led Livelihood Improvement in Refugee Camps

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該地域における平和構築セクター及びパレスチナ難民の現状・課題及び本事業の位置付け

パレスチナ難民は、世界で最も長期化した難民問題であり、世界最大の難民グループである。現在パレスチナ自治区（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）、ヨルダン、レバノン、シリアに合計約 600 万人のパレスチナ難民が居住しており、そのうちヨルダン川西岸地区には約 90 万人、ガザ地区には約 160 万人が居住している（UNRWA、2025）。その内 UNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）が認定する難民キャンプに居住するのはそれぞれ約 17 万人、約 56 万人となっている（UNRWA、2025）。

難民発生から 77 年が経過し、人口も増加傾向にある難民キャンプのインフラ劣化や失業・貧困等の経済問題が深刻化している。キャンプ内の上下水道設備や道路の維持管理状況がキャンプ外に比べて劣悪であることが問題となっており、難民キャンプ内の世帯貧困率・失業率は非難民世帯と比べ高い傾向にある。こうした状況を受け、JICA 初の難民キャンプ改善を目的とする技術協力プロジェクトとして、ヨルダン川西岸地区の難民キャンプを対象に「難民キャンプ改善プロジェクト（PALCIP）」（フェーズ 1：2016 年～2019 年、フェーズ 2：2020 年～2025 年）を実施した。PALCIP では、パレスチナ解放機構（PLO）の難民問題局（DoRA）を実施機関とし、域内に 19 ある難民キャンプ（UNRWA 認定キャンプ数）の内 9 つのキャンプで様々な社会的セグメントの住民代表からなるキャンプ改善フォーラム（CIF）を組織し、住民のニーズに基づくキャンプ改善計画（CIP）を策定するとともに同計画で洗い出されたキャンプ内の課題に取り組む体制を整えた。CIF の組織化と CIP の策定・実施を通じ、これまで発言の機会がなかった女性や障がい者等の脆弱層を含む住民によるキャンプの生活環境改善活動への積極的・能動的な関与や、住民間の結束強化、コミュニティへの帰属意識・一体感の醸成等の効果が確認された。また、ドナーからの資金獲得や支援プロジェクトを受ける際のキャンプ内の支援ニーズの整理を担う CIF の事例も一部確認されている。

これらの協力を経て、DoRA の能力は段階的に強化されつつあり、PALCIP で対象とならなかつた残りのキャンプの内、3 つのキャンプに対し見返資金を活用し、CIF・CIP の策定を進めている。DoRAにおいては、引き続き予算・人員上の制約等の課題を抱えてはいるものの、PA 省庁や UNRWA 等の関係組織との連携・調整枠組みの強化を通じ、CIP で特定された課題に対する活動実施の促進を図っている。

一方で、2023 年 10 月のガザでの武力衝突以来、パレスチナ難民を取り巻く状況は厳しさを増しており、2025 年 4 月～5 月にはガザ地区の 9 割以上の住民が WFP による総合的食料安全保障レベル分類（IPC）レベル 3 以上とされるなど、深刻な状況に陥っている。これに加え、UNRWA の活動制限やパレスチナ自治政府の財政難を受け、パレスチナ難民の生計状況はさらに悪化し、キャンプ内の脆弱層に対する生計向上の支援ニーズが日々高まっている。

難民キャンプ住民に対する生計向上支援は本来 DoRA が UNRWA と連携しながら対応していく必要があるが、UNRWA の活動は縮小傾向にあるため、ニーズに即した活動支援が提供できていない。そのため、元来は主に難民キャンプ外の貧困層支援（ケースマネジャーやソーシャルワーカーによるカウンセリング等）を実施している社会開発省（MoSD）が、難民キャンプ内の住民にも対応する事例もみられている。そのため、本案件では、DoRA がパレスチナ自治政府（PA）の関係省庁（MoSD 等）や UNRWA 等と連携しながら、これらの関連機関や人道・開発ドナー・NGO が有する生計向上支援サービスを包括的に活用し、難民キャンプ内の生計向上・経済的エンパワーメントのための活動支援を促進していく。

加えて、ガザ紛争の影響下、難民キャンプ内コミュニティのレジリエンス強化がこれまで以上に重要となってきている。係る課題に対しては、PALCIP での成果を踏まえ、CIF 組織化や CIP 策定・実施を通じた持続可能なボトムアップ型のエンパワーメントの仕組みを活用することが効果的である。具体的には、CIP で特定された生計向上・経済的エンパワーメントに係るニーズに対し、PALCIP を通じて醸成された住民自身のイニシアティブを基盤とした活動実施を後押しする。

（2）当該地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

ガザ地区での衝突発生後、国際社会がパレスチナへの緊急人道支援等を実施する中、我が国もパレスチナへの支援を実施している。2025 年 9 月 23 日の国連総会の一般討論演説等においても、日本政府はパレスチナの有効な統治の確立と共に経済的自立の確保のための積極支援を表明している。

また、対パレスチナ自治区国別開発協力方針（2017 年 9 月）において、民生の悪化が顕著な地区として難民キャンプを挙げ、「人間の安全保障に基づく民

生の安定と向上」へ貢献することを重点分野（中目標）として掲げている。同重点分野の下で、難民キャンプの生活環境改善に向けた関係機関の能力強化を支援するための「社会的弱者保護プログラム」が編成されており、本事業はこのプログラムに位置づけられる。

JICAは対パレスチナ自治区 JICA国別分析ペーパー（2016年3月）にて、「社会的弱者保護プログラム」において、難民、女性、子供や障害者をはじめとして、失業や貧困等による社会的弱者の基礎生活の保護及びその後の社会への参画を図ることとしており、本事業はこれらの方針・分析に合致する。

また、グローバル・アジェンダ「平和構築」において、暴力的紛争を発生・再発させないための紛争予防・強靭な国・社会づくりを定めており、特に人道・開発・平和の連携（HDP ネクサス）及び政府・コミュニティに対する信頼の醸成を促進することとしている。

（3）当該地域における他の援助機関の対応

パレスチナ難民キャンプ支援に関し、JICAはDoRAの能力向上を通じた支援を継続的に行ってきただけで他ドナーと一線を画す開発機関となっている。生計向上や経済的エンパワーメント分野を含めて中心的役割を果たしてきたUNRWAは、UNRWA活動禁止法によりエルサレムにおける活動や国際職員のパレスチナへの出入域のための許可を得ることが困難になっており、ヨルダン川西岸地区においてはローカル人材を中心に活動を継続している（国際職員はヨルダン・アンマンから遠隔にて活動）。

西岸地区内の難民を対象とした他の援助機関の生計向上に係る対応のうち、本事業の実施機関と関連する主な支援は以下の通りである。

- WFP : Country Strategic Plan (CSP) State of Palestine (2023-2028年)
緊急食料援助に加え、資産創出、スキル訓練、キャッシュ移転を通じてレジリエンスと生計回復を支援している。MoSDと共に、バウチャー型食料支援の拡充、モニタリング・評価システムの開発、現場職員の配置、法的・行政手続きの迅速化などを含む社会保護制度の運営力強化を進めている。
- UNDP : The Investment Programme for Resilience (IPR) (Phase 5)
キャンプ内外にて脆弱層（女性世帯主、若者、障害者を含む）を優先対象とし、雇用創出と経済回復を推進している（難民キャンプはインフラ整備の対象外）。MoSDとは、支援世帯管理のためのデータ整備プロジェクトを実施している。
- 世界銀行 : Social Protection Enhancement Project (SPEP I & II) (2017～、2025～)

MoSD を通じて現金給付プログラム（CTP）の改善、全国社会レジストリ整備、ケースマネジメントシステムの更新を支援している。

- GIZ : More Job Opportunities for Palestinian Youth II (2021-2026 年)
大学と企業の実習を組み合わせたデュアル・スタディを拡充し、若年層の就業率向上と企業の人材需要への適合を図る。

その他、国際機関や二国間援助機関と連携し現場で活動を展開する NGO も多く、その中には多くの知見と高い運営能力を有するものも見られる。一方、ドナーからの単発の援助が資金源となっている場合も多く、持続性に欠ける点が課題。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ヨルダン川西岸地区の難民キャンプにおいて、住民主体で行われる生計向上パイロットプロジェクト実施と DoRA や PA 省庁の行政官の能力強化、多様なアクターとの連携を支援することにより、CIP で特定された生計向上ニーズに対応する活動を推進し、もってキャンプ住民の生計向上・経済的エンパワーメントに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

パレスチナ自治区ヨルダン川西岸地区内の難民キャンプ

パイロットプロジェクトを行うキャンプについては、既に CIF・CIP が完成している、またはする予定のキャンプの内、DoRA が提案した以下の 6 つのキャンプを優先候補としてプロジェクト開始後選定する。

- Balata Camp
- Camp No. 1
- Am'ari Camp
- Qalandia Camp
- Dheisheh Camp
- Arroub Camp

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：対象難民キャンプ住民、DoRA、社会開発省（MoSD）、地域社会組織（CBO）ソーシャルワーカー・ケースマネージャー、その他の住民グループ
最終受益者：パレスチナ難民

(4) 総事業費（日本側）

301 百万円

(5) 事業実施期間

2026年3月～2029年5月

(6) 事業実施体制

主な実施機関：DoRA（方針決定、全体の連携促進）

連携機関：MoSD（ソーシャルワーカー・ケースマネージャーの派遣）、UNRWA

（難民キャンプ住民への生計向上支援）

協力機関：財務・計画省（MoFP）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（長期専門家、短期専門家 計 79.7 P/M）：（チーフアドバイザー／生計向上／組織間連携、社会的包摶／平和構築／業務調整）

② 本邦研修

③ 調査コンサルタント（詳細計画策定調査、終了時評価）

2) パレスチナ側

① カウンターパートの配置

② 専門家及びローカルコンサルタントへの便宜供与（執務室の提供、現地調整等、研修実施の際の会議室の提供等）

③ 安全対策

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「難民キャンプ改善プロジェクト（PALCIP）」（技術協力）：パレスチナ解放機構（PLO）の難民問題局（Department of Refugee Affairs、DoRA）をカウンターパートとして、を実施し、包摶性を重視した住民参加型手法（Inclusive and Participatory Approach）を確立後（フェーズ1、2016年～2019年）、DoRA主体で包摶的住民参加型手法を用いた計画策定ができるよう支援してきた（フェーズ2、2020年～2025年）。本事業ではこれら協力で育成された難民キャンプの抱えるニーズへの行政側対応能力を活用し、難民キャンプへの生計向上支援を行う。

また、「中東地域難民の経済活動に係る情報収集・確認調査」（2023年）では、難民の金融アクセスに関する課題に関する情報収集が行われた。収集された難民キヤ

ンプの生計状況に関する情報を本事業に活用する。

2) 他の開発協力機関等の活動

UNRWA のマンデートには難民に対する生計向上・経済エンパワーメントに関する活動が含まれている。特に 2023 年以降財政難と活動制約、ガザと西岸北部難民キャンプへの緊急支援実施により当該分野の活動は縮小しているが、JCC への出席含め関係機関として位置づけると共に、パイロット活動等現場での活動において連携を行う。

（9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 : C
- ② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月公布）」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本案件は、DoRA と住民間の信頼関係の構築や、キャンプにおける社会的包摂促進への寄与、キャンプ外関係機関（PA 省庁や自治体）と難民キャンプ関係機関（DoRA、CBO、その他の住民グループ）の関係のさらなる強化を目指す。

また、常に人道支援を受ける側として受動的な立場に見られてきた難民が、PALCIP フェーズ 1 及びフェーズ 2 を通じて、主体性・積極性、長期的思考や共生的な姿勢が発現していることが確認されており、本事業でも同効果を促進する。

なお、本事業はパリ協定に基づく各種目標とも矛盾がないものである。

3) ジェンダー分類 :

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

＜分類理由＞

詳細計画策定調査を通じ、パレスチナ社会では家父長制の影響が強い社会規範により、女性が意思決定に参加する機会や家庭外で生計活動を行う機会が限られており、キャンプ内の難民女性も同様の状況にあることを確認した。その課題に対し、難民キャンプコミュニティに対しては、パイロットプロジェクト実施に合わせて男性、宗教指導者、家族を対象とした男女平等と女性の生計活動への参加に関する啓発活動を実施する。これらの活動は女性、若者、障がい者を対象としたパイロットプロジェクトの割合や男女共同参画と女性のエンパワーメントに貢献したパイロットプロジェクトの割合を少なくとも 1/3 とするという指標により達成度を確認する予定。具体的な活動方法及び指標については、案件開始後にキャンプ毎の実情に合わせて検討していくことが求められる。

(10) その他特記事項

本事業がパレスチナ難民の恒久的な定住化を促進すると誤認されたり、帰還権の放棄を促す行為として政治問題化されたりするがないように配慮する。本事業がパレスチナ難民へのサービス向上という PA の政策に合致することを必要に応じ説明する。

安全対策については、キャンプ周辺状況については国連安全保安局（UNDSS）から、キャンプ内については、キャンプ内の事案をモニタリングしている UNRWA からの情報共有・連絡を徹底するとともに、JICA 安全対策措置および JICA パレスチナ事務所が講じるの安全対策を順守する。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

西岸地区の難民キャンプにおいて、多様なアクターの連携を通じ、キャンプ住民のための生計向上・経済的エンパワーメントに資する活動が持続する。

指標及び目標値⁷：

1. プロジェクト終了3年後に、生計向上活動に参加し経済的便益を得た世帯の割合（XX%以上）
2. 難民キャンプにおける女性、若者、障害者のエンパワーメントに寄与した生計向上および経済的エンパワーメント活動の実施割合（X%）

(2) プロジェクト目標

ヨルダン川西岸の難民キャンプにおいて、CIF を通じて特定された生活改善と経済的エンパワーメントのニーズに対応する包摂的活動の実施が促進される。

指標及び目標値⁸：

1. 生計向上活動に参加し経済的便益を得た世帯の割合（性別毎）（XX%以上）
2. 貧困削減、包括性、ジェンダーの視点を取り入れたパイロット活動から得られたベストプラクティスと教訓。（X 件／年）
3. 男性や収入の無い層を含むコミュニティが女性の経済活動を支援する姿勢が向上した割合（ベースライン調査比 XX ポイント増）

(3) 成果：

⁷ 指標については、難民キャンプにおけるCIFを通し実施機関により収集された情報をエンドライン調査の結果と比較することを想定する。

⁸ 指標についてはベースライン調査とエンドライン調査の結果を参考し達成度をはかることとし、調査手段は対象キャンプ内の聞き取りを主とし専門家が行うことを想定する。

成果1：難民キャンプにおける生計向上と経済的エンパワーメントのための調整枠組みが、DoRA、MoSD、UNRWA間で強化される。

成果2：難民キャンプにおいて、生活向上および経済的エンパワーメント支援ニーズを有する人々を MoSD を含む PA 関連省庁等の提供するサービスにつなぐためのリファラル機能が強化される。

成果3：パイロットプロジェクトを通じて、生計向上と経済的エンパワーメントが選定された難民キャンプ内で促進される。

（4）主な活動：

活動0-1：ベースライン調査を行う。

活動0-2：エンドライン調査を行う。

活動1-1：DoRA、MoSD、UNRWA、PAの関係省庁による技術作業部会（TWG）を設置する。

活動1-2：TWGが1年ごとに対象とするパイロットキャンプを選定する。

活動1-3：パイロットプロジェクトを効果的に運営するため、DoRAがCIFを対象とした研修プログラムを実施する。

活動1-4：TWGによるパイロットプロジェクトのモニタリングを実施する。

活動1-5：生計向上と経済的エンパワーメントに関するベストプラクティスを成果3の活動に基づいてまとめる。

活動2-1：キャンプ住民に必要なサービスを紹介するケースマネジャー やソーシャルワーカーのニーズを特定し、評価する。

活動2-2：既存の研修プログラムを見直し、必要な場合は紹介機能を強化するための内容を検討する。

活動2-3：ケースマネジャーとソーシャルワーカーのための研修機関を特定する。

活動2-4：ケースマネジャーとソーシャルワーカーを対象に、包括性と男女平等の観点を含む研修を、特定された研修機関により実施する。

活動3-1：CIP、社会調査、CBO評価報告書など、既存の情報をもとに、選定されたキャンプでパイロットプロジェクトを選定する。

活動3-2：既存の生計向上プログラムやキャンプ改善計画（CIP）を参考に、ソーシャルワーカー、ケースマネジャー、職業・技術教育訓練（TVET）スタッフなどの技術機関とCIFがパイロットプロジェクトの詳細を計画する。

活動3-3：パイロットプロジェクトを実施するCBO、協同組合、その他の団体に対し、選考基準の設定や管理スキルを含む研修を実施する。

活動3-4：CBOや協同組合などがパイロットプロジェクトを実施する。

活動 3-5：ケースマネージャーやソーシャルワーカーがパイロットプロジェクトの受益者のモニタリングとフォローアップを実施する。

活動 3-6：難民キャンプコミュニティ（男性、宗教指導者、家族を含む）を対象に、男女平等と女性の生計活動への参加に関する啓発活動を実施する。

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

- ・ PL0 と PA の難民キャンプ改善に関する方針が変更されない。
- ・ プロジェクト活動に必要な DoRA 及び MoSD、UNRWA の予算及び職員数が著しく減少しない。
- ・ MoSD 及び UNRWA の管轄下にあるソーシャルワーカー・ケースマネージャーの研修参加をはじめとした本事業への参画が認められる。
- ・ 対象キャンプの CIF からパイロットプロジェクト実施のための協力が得られる。

（2）外部条件

- ・ 対象キャンプの治安状況が専門家または C/P 職員がアクセスできない程度にまで急激に悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ブルンジの農村における生計向上プロジェクト「生計向上を通じた社会的結束のための能力開発（協力期間：2022 年 3 月 1 日～2026 年 2 月 1 日）」では、ブルンジの農村においてレジリエントで安定した社会に向けて発展するために、1. 脆弱層を含む支援対象の組合の生計の向上、2. 知見や技術が波及し周辺組合（脆弱層含む）の生計向上、3. 組合を中心としたコミュニティの生計が向上し、脆弱層にも配分される、4. コミュニティ内の包摂性が高まる、という段階を踏むことの重要性が強調された。

脆弱層（キャンプ住民）に生計向上のための知見・技術を届けられるかどうかはケースマネージャー・ケースワーカーへの研修内容の浸透度合いに依存するため、成果 1 で関係機関の十分な理解を得たうえで確実な研修実施が必要。

7. 評価結果

本事業は、ヨルダン川西岸地区の難民キャンプにおける失業・貧困の深刻化という課題に対応し、DoRA 及びパレスチナ自治政府の方針に合致している。また、我が国とのパレスチナ協力方針「人間の安全保障に基づく民生の安定と向上」及び JICA 課題別戦略「社会的弱者保護プログラム」に整合し、平和構築分野における HDP ネ

クサスの推進に資するものである。

さらに、本事業で計画する生計向上に係るサービスの調整枠組みの強化、適切な生計向上サービスへのリファラル機能の改善及びパイロットプロジェクトの実施により、キャンプ住民主体の経済的エンパワーメント活動が促進され、プロジェクト目標及び上位目標の達成が見込まれる。これにより、難民キャンプ住民のレジリエンス強化と持続可能な生計改善が期待されることから、事業の必要性・優先度は極めて高い。

本事業の成果及びインパクトは、SDGs ゴール 1「貧困の撲滅」、ゴール 5「ジェンダー平等」、ゴール 8「持続可能な経済成長と雇用」に貢献し、難民キャンプにおける包括的な生計向上と社会的包摂を通じて、平和で強靭なコミュニティ形成に寄与する。また、ガバナンス強化と信頼醸成を通じて、SDGs ゴール 16「平和で包摂的な社会の促進、司法へのアクセス、説明責任ある制度構築」に資する。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 3 カ月以内 ベースライン調査

事業終了 6 か月前 エンドライン調査

事業完了 3 年後 事後評価

以 上